



2023年4月17日

各位

会社名 株式会社コマダホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 甘利 祐一  
(コード番号: 3543、東証プライム・名証プレミア)  
問い合わせ先 常務取締役 CFO 清水 宏樹  
TEL. 052-936-8880

### 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2023年4月17日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度の改定（以下「本改定」といいます。）を決議し、関連する議案を2023年5月25日開催予定の第9回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

#### 1. 本改定の目的及び条件

当社は、2018年5月29日開催の第4回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限期間を3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とする譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬の総額につき年額30百万円以内、これにより発行又は処分される当社の普通株式を年20千株以内とすることにつき、ご承認いただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブを高めるとともに、株主の皆さまとの価値共有をより長期に亘り実現させること、及び当社の業績と対象取締役の報酬の連動性を高めることを目的として、本改定を行うことといたしました。

なお、本改定は、本株主総会において関連する議案につき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

#### 2. 本改定の概要

本改定後の譲渡制限付株式報酬制度は、株主の皆さまとの価値共有をより長期に亘り実現させるため、譲渡制限期間を「対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間」に改定した「勤務継続型譲渡制限付株式制度」と、当社の業績と対象取締役の報酬の連動性を高めることを目的とした「業績連動型譲渡制限付株式制度」によって構成するものといたします。

勤務継続型譲渡制限付株式制度は、当社の取締役会で定める一定期間、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位にあることを条件として、退任・退職時に譲渡制限を解除する制度です。

業績連動型譲渡制限付株式制度は、譲渡制限期間を5年以内で当社の取締役会が定める期間とし、当社の取締役会が予め設定した業績指標の達成度に応じて譲渡制限を解除する株式数を変動させる制度です。2023年付与分については、当社の中期経営計画の財務目標である1株当たり利益（EPS）年平均成長率、投下資本利益率（ROIC）、自己資本比率、総還元性向、及び二酸化炭素排出削減量等を業績指標として設定する予定です。

なお、勤務継続型譲渡制限付株式制度及び業績連動型譲渡制限付株式制度のいずれについても、適切な内容のマルス条項及びクローバック条項を設定する予定です。

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、勤務継続型譲渡制限付株式制度につき年額50百万円以内、業績連動型譲渡制限付株式制度につき年額30百万円以内とし、譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数は、勤務継続型譲渡制限付株式制度につき年20千株以内、業績連動型譲渡制限付株式制度につき年12千株以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。また、従来の譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬枠は廃止するものとし、今後当該報酬枠に基づく譲渡制限付株式の付与はいたしません。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、独立諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会において決定するものといたします。

また、本改定後の譲渡制限付株式報酬制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分は、引き続き、対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法で行うものとし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

(ご参考)

本株主総会において本改定に関する議案が承認された場合であっても、当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対しては、譲渡制限期間を「3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間」とする譲渡制限付株式を引き続き交付する予定です。

以上